

国家外貨管理局が「多国籍企業外貨資金集中運営管理規定」を公布

外貨資金集中運営管理が一部緩和、外債枠に比例自律管理が追加される

中国トランザクションバンキング部

国家外貨管理局は2015年8月12日(通知記載日付は8月5日)に『国家外貨管理局による「多国籍企業外貨資金集中運営管理規定」公布に関する通知』(匯発[2015]36号、以下略称「36号通知」)を公布しました。2015年8月5日から施行されています。

内容は、2014年6月1日から施行されている『国家外貨管理局による「多国籍企業外貨資金集中運営管理規定(試行)」公布に関する通知』(匯発[2014]23号、以下略称「23号通知」)¹の内容を一部変更したもので、「23号通知」は本「36号通知」の公布と同時に廃止されます。

内容は、「23号通知」と同じ、外貨資金集中運営管理(外債枠の集中、対外貸付枠の集中、外貨両替の集中)、経常項目外貨集中決済・ネットイングについての規定ですが、外債枠の管理方法等一部が変更されていますので、変更点を中心にご説明致します。

【図表1:外貨集中運営管理規定一覧】

	施行日	通達名	内容
①	2014 2/28	国家外貨管理局上海市分局 中国(上海)自由貿易試験区建設を支持する外 貨管理実施細則(上海匯発[2014]26号) ²	✓ 中国(上海)自由貿易試験区に登録された企業を幹事企業とした外貨資金集中運営管理が可能に
②	2014 6/1	国家外貨管理局 多国籍企業外貨資金集中運営管理規定(試行) (匯発[2014]23号)	✓ 一般地域の企業(財務会社を含む)を幹事企業とした外貨資金集中運営管理業務が可能に
③	2015 8/5	国家外貨管理局 多国籍企業外貨資金集中運営管理規定 (匯発[2015]36号)	✓ 本「36号通知」 ✓ ②を廃止し、一部内容を変更

1、「36号通知」の主な内容

本「36号通知」は公布同時に廃止される「23号通知」に代替するものとしての位置づけであり、多国籍企業の外貨資金集中運用について、特に外債関連の変更点が多く織り込まれています。

(1)外債比例自律管理の導入(⇒資金調達枠の増加が期待される)

北京中関村、遼寧省などで限定的に政策試行が始まっている「比例自律管理外債枠」の考え方³が、今回、多国籍企業の外貨資金集中運用にも適用されることになりました。

「外債比例自律管理」とは、外貨のクロスボーダープーリング(以下略称、CBP)を通じて調達できる外債額が、従来の「各メンバー企業の投注差(投資総額-登録資本金)空き枠合計」に加え、「各メンバー企業の純資産合計×1倍(当初)」という計算式が新たに導入されました。さらに、リスク管理の観点から、新たに「資産負債率75%以下」が遵守すべき指標として追加されています。

外貨CBP導入企業は、「資産負債率75%以下」の指標を勘案しながらではありますが、外債枠の計算方

¹ 詳細は、BTMU(China)実務・制度ニュースレター95期 <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/314043001.pdf> をご参照ください。

² 詳細は、BTMU(China)実務・制度ニュースレター88期 <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/314030502.pdf> をご参照ください。

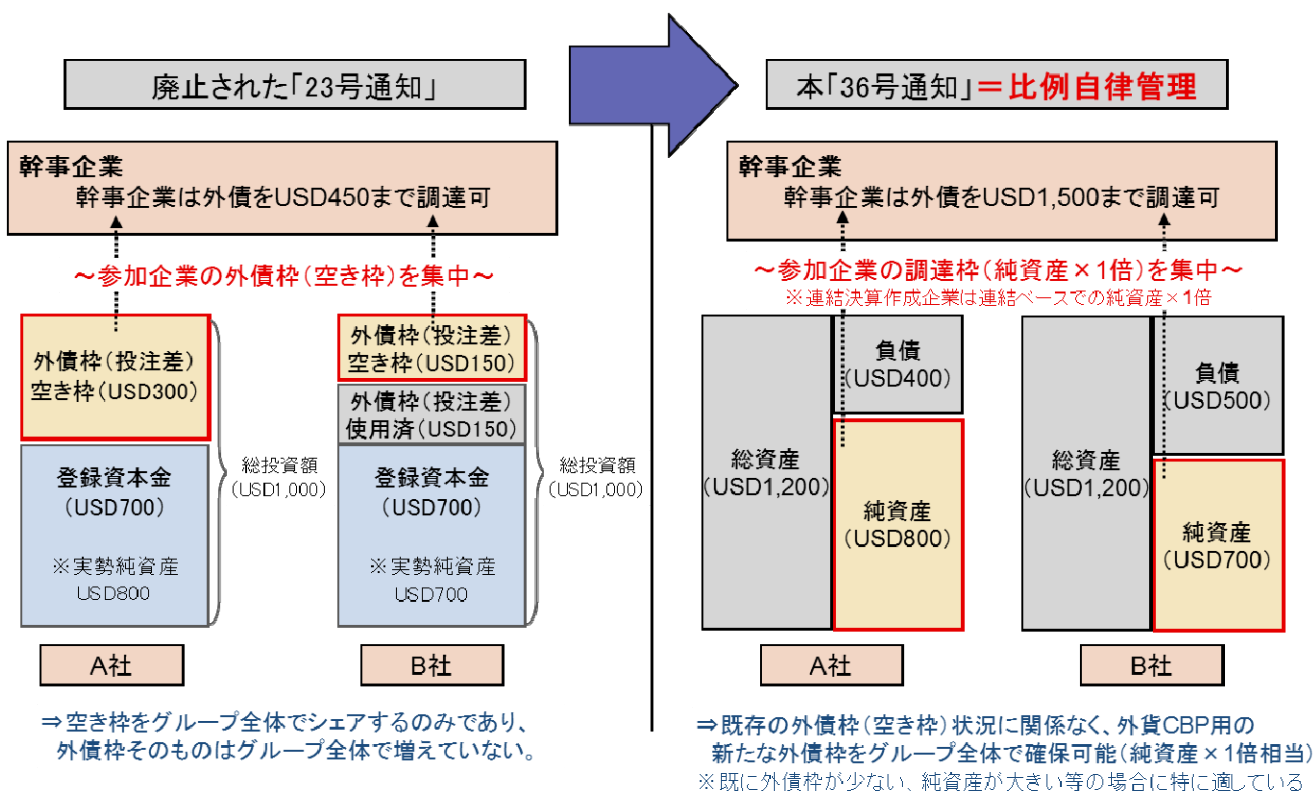
³ 詳細は、BTMU(China)実務・制度ニュースレター128期 <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/315031801.pdf> をご参照ください。

法を「投注差」か「比例自律管理」か、自社の事情に応じて選択することができるようになりました。

【図表 2: 外貨 CBP の外債比例自律管理の計算式】

	指標	説明
公式 1	外貨 CBP における資金調達枠の上限額: 多国籍企業の外債総規模 < 純資産合計 × 融資レバレッジ比率(1倍) × マクロプルーデンス比率(1倍)	✓ 純資産は、前年度の監査済報告書、連結ベース(連結が無い場合は、単純合算) ✓ 各比率は当局より調整可能
公式 2	資産負債率 75%以下を維持	✓ 資産負債率 75%を超過する場合は、外債管理総局による個別判断が必要

【図表 3: 外貨 CBP の外債比例自律管理のイメージ図】



「23号通知」との比較が必要ではありますが、今後は、従来の「投注差空き枠の合計」以上に限度枠を設けることが出来る可能性も出てきます。

- 投注差の無い企業(総投資額と登録資本金が同額)をCBPに追加する場合に、「純資産×1倍」が外債総規模に追加されることとなります。
- 投注差の有る企業は、投注差と「純資産×1倍」のどちらかを選択することができます。但し、一度選択するとその後の変更は出来ません。その結果、今後純資産の下落時、調達可能な限度枠は従来の投注差より少なくなる可能性もあり得るので、事前の試算がより重要となります。
- 一方、資産負債率75%の導入により、外貨CBPにおける個社別の外債調達に制限が設けられることに注意が必要です。且つ、今後、企業と銀行によるこの指標に対する動態管理が求められる可能性もありますので、注意が必要です。

(2) 資金使途範囲が拡大(⇒CBP 資金運用の利便性向上が期待される)

外貨CBPで外債外債を調達し、人民元転してa)既存の人民元借入の返済、b)持分投資が可能になります。この変更点は大きな規制解放であり、今後一般企業の外債運用への適用が期待されます。

また、外債登記後、外債の返済通貨を選択することも可能となりました。これは、企業の為替コストの削減に資する施策であると期待されます。

(3)その他(⇒外貨資金集中の業務効率化が期待される)

他にも、各種緩和が行われています。

- 幹事企業は、遠隔地での口座開設(国際、国内外貨マスター口座)が可能に
- 経常・資本項目における外貨転と対外支払は、異なる銀行で実施可能に
- 銀行と企業は包括的な対外収支オートスイープ協議を締結可能に
- 取引真実性の確認は従来比不変だが、電子エビデンスのチェックが可能に

また、既に外貨CBPを導入している企業は、本「36号通知」に合わせて改めて操作規程などの備案(届出)資料を作り直して再提出するか、外債比例自律管理などの新業務に対してのみ単独備案を申請するかを選択すると規定されていますが、具体的な内容につきましては、幹事企業所在地の外管局に確認する必要があります。

2、「23号通知」と「36号通知」の比較

主な相違点比較は以下の通りです。元転後の資金用途を始めとした緩和が行われています。

【図表 4: 従来スキームとの相違点比較】

項目		廃止された「23号通知」	本「36号通知」
外債	限度枠	投注差で計算	純資産(比例自律管理)か投注差で計算
	幹事企業の専用口座開設	国内、国際外貨資金マスター口座は幹事企業の所在地銀行にて開設	国内、国際外貨資金マスター口座の遠隔地での開設が可能
	元転後の資金用途	右記運用は不可	既存の人民幣借入の返済、持分投資が初めて解禁
	元転後の資金用途ネガティブリスト	右記に加え、証券投資とデリバティブ商品投資、人民幣委託貸付実行、企業間貸付への返済、転貸した銀行借入への返済、自己用途以外の不動産購入関連費用の支払い等を禁止	企業の経営範囲外あるいは国家法律法規が禁止した支出への使用を禁止
	外債返済	明文規定無し	外債登記後、外債の返済通貨を自由に選択可能
経常項目決済書類審査		顧客理解、業務理解、デューデリジェンス等の原則に基づき処理	電子エビデンスのチェックが可能と明文化
経常・資本項目の外貨転		口座開設銀行にて両替・送金を実施	異なる銀行で外貨転と対外支払を実施可能
メンバー企業の定義		メンバー企業間の直接、間接的な持分関係が必要	以下企業は持分関係を問わずメンバー企業と看做される ①同じ親会社を有する兄弟会社 ②契約支配会社(VIEs)(当局審査有)

3、影響

「23号通知」に比べて緩和が行われてはいますが、ニーズの高かった、外貨集中管理業務の申請企業条件である「前年度の人民幣・外貨の国際収支規模が1億ドル超」や、域外貸付限度額の「国内メンバー企業の所有者権益×50%」といった制限は本「36号通知」でも緩和されていません。

また、外債枠の集中に関して、「投注差」と「比例自律管理」を選択できるようになりましたが、「比例自律管理」を選択しない企業の備案は不要なのか、といった不明点もあります。今後、実務解釈や具体的な展開状況が判明次第、展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p data-bbox="137 271 703 398">国家外汇管理局关于印发《跨国公司外汇资金集中运营管理规定》的通知 汇发[2015]36号</p> <p data-bbox="137 461 703 589">国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局：</p> <p data-bbox="137 651 703 824">为进一步促进贸易投资便利化，服务实体经济，国家外汇管理局（以下简称总局）修订了《跨国公司外汇资金集中运营管理规定（试行）》。现通知如下：</p> <p data-bbox="137 887 703 1160">一、试点外债比例自律管理。跨国公司成员企业借用外债实行比例自律，主办企业可全部或部分集中成员企业外债额度；外债结汇资金可依法用于偿还人民币贷款、股权投资等；企业办理外债登记后可根据商业原则自主选择偿债币种。</p> <p data-bbox="137 1178 703 1402">二、优化国际主账户功能。境内银行通过国际外汇资金主账户吸收的存款，可在不超过前六个月日均存款余额的50%（含）额度内境内运用；在纳入银行结售汇头寸管理前提下，允许账户内资金一定比例内结售汇。</p> <p data-bbox="137 1420 703 1644">三、简化账户开立要求。允许跨国公司资金集中运营A类成员企业经常项目外汇收入无需进入出口收入待核查账户；符合条件的跨国公司主办企业可异地开立国内、国际外汇资金主账户。</p> <p data-bbox="137 1662 703 1886">四、简化外汇收支手续。允许银行按照“了解客户”、“了解业务”、“尽职审查”等原则，审核相关电子单证真实性后办理经常项目外汇收支；允许经常项目和资本项目对外支付购汇与付汇在不同银行办理。</p> <p data-bbox="137 1904 703 2069">五、完善涉外收付款申报手续。简化集中收付汇和轧差结算收支申报程序，建立与资金池自动扫款模式相适应的涉外收付款申报方式，允许银企一揽子签订涉外收付款扫款协</p>	<p data-bbox="836 271 1358 398">国家外貨管理局の『多国籍企業外貨資金集中運営管理規定』公布に関する通知 匯發[2015]36号</p> <p data-bbox="730 461 1458 544">国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深圳、大連、青島、廈門、寧波市分局：</p> <p data-bbox="730 651 1458 824">貿易投資の便利化を促進し、実体経済に貢献するため、国家外貨管理局（以下略称、総局）は『多国籍企業外貨資金集中運営管理規定（試行）』を修正した。ここに以下のように通知する。</p> <p data-bbox="730 887 1458 1160">一、外債比例自律管理を試行する。多国籍企業メンバー企業は外債調達時に比例自律を実行する。幹事企業は全部あるいは一部メンバー企業の外債限度額を集中することができる。外債の元転資金は法に則って既存の人民元借入の返済、持分投資等に用いることができる。企業は外債登記後に商業原則に基づき自ら返済通貨を選択できる。</p> <p data-bbox="730 1178 1458 1451">二、国際マスター口座機能を最適化する。域内銀行は国際外貨資金マスター口座を通じて吸収した預金を直近6ヶ月の1日あたり預金残高の50%（含む）の限度額を超えない範囲内で域内運用できる。銀行両替ポジション管理に組み入れる前提で、口座内資金の一定比率内での両替を許可する。</p> <p data-bbox="730 1469 1458 1693">三、口座開設要求を簡素化する。多国籍企業資金集中運営A類メンバー企業の經常項目外貨収入は輸出収入審査待ち口座に入金しなくても良い。条件に合致する多国籍企業幹事企業は遠隔地で国内、国際外貨資金マスター口座を開設できる。</p> <p data-bbox="730 1711 1458 1935">四、外貨収支手続を簡素化する。銀行は「顧客を理解する」、「業務を理解する」、「デューデリジェンス」等の原則に基づいて、関連電子エビデンスの真実性を審査した後に經常項目外貨収支を取扱うことができる。經常項目と資本項目対外支払外貨転と支払は異なる銀行で行うことができる。</p> <p data-bbox="730 1953 1458 2069">五、国際資金収支申告手続を改善する。集中決済とネットスweepモデルに応じた国際資金収支申告方式を構築す</p>

議。
 六、加强事中事后管理。一是银行、企业等应按照规定及时、准确报送试点业务等数据。二是各级外汇局应当加强跨国公司外汇资金集中运营管理业务跨境资金流动监测，对异常或可疑情况进行风险提示，依法开展现场核查检查。三是各分局、外汇管理部（以下简称分局）既可要求主办企业一次性更新之前备案材料，重新制定操作规程备案；也可仅就外债比例自律管理等新增业务单独备案。分局参照前述规定办理向总局的备案，新开展业务的分局须向总局整体备案业务操作规程。四是分局在审核企业备案操作规程过程中，须严格审核外债和对外放款额度，确保准确；做好系统维护，加强部门协调和对银行、企业的监管。
 现将修订后的《跨国公司外汇资金集中运营管理规定》印发，请各分局遵照执行。遇有特殊情况，及时向总局反馈。
 附件：跨国公司外汇资金集中运营管理规定

国家外汇管理局
 2015年8月5日

附件
跨国公司外汇资金集中运营管理规定

第一章 总则

第一条 为促进贸易投资便利化，服务实体经济，制定本规定。

第二条 跨国公司可以根据经营需要，在所在地银行(省级区域,下同)开立国内外汇资金主账户，集中运营管理境内成员企业外汇资金，办理经常项目集中收付汇和轧差净额结算等业务。

る。銀行と企業は包括的な対外収支オートスイープ協議書を締結することができる。

六、事中事後管理を強化する。第一に銀行、企業等は規定に基づき遅滞無く、正確にパイロット業務等のデータを報告しなければならない。第二に各級外管局は多国籍企業外貨資金集中运营管理業務のクロスボーダー資金流モニタリングを強化し、異常あるいは疑わしい状況に対してリスクを提示し、法に則って現場検査を行う。第三に各分局、外貨管理部(以下略称、分局)は幹事企業に従来の備案(届出)資料を一括で更新し、新たに操作规程を制定して備案するよう要求できる。外債比例自律管理等の新規業務についてのみ単独備案を行うこともできる。分局は前述の規定を参照して総局に備案し、新業務を展開する分局は総局に業務操作规程全量を備案しなければならない。第四に分局は企業備案操作规程を審査する中で、外債と域外貸付限度額を厳格に審査し、正確性を確実に保証しなければならない。適切にシステムを保護し、部門協調、銀行と企業への監督管理を強化する。

ここに修正後の『多国籍企業外貨資金集中运营管理規定』を公布する、各分局はこれを遵守の上執行すること。特別な状況が発生した場合、遅滞無く総局へフィードバックすること。

附属資料: 多国籍企業外貨資金集中运营管理規定

国家外貨管理局
 2015年8月5日

附属資料
多国籍企業外貨資金集中运营管理規定

第一章 総則

第一条 貿易投資の利便性を促進し、実体経済に貢献するため、本規定を制定する。

第二条 多国籍企業は経営ニーズに基づき、所在地の銀行(省レベル、以下同様)で国内外貨資金マスター口座を開設し、域内メンバー企業の外貨資金を集中运营管理し、經常項目外貨資金集中決済、ネットィング決済等の業務を取扱うことができる。

第三条 跨国公司可以根据经营需要,在所在地银行开立国际外汇资金主账户,集中运营管理境外成员企业资金及从其他境外机构借入的外债资金。

国际外汇资金主账户之间以及与境外机构境内外汇账户、境外资金往来自由。国际外汇资金主账户内资金不占用企业外债指标,但应按规定办理外债登记。

第四条 境内银行通过国际外汇资金主账户吸收的存款,可以在不超过前六个月日均存款余额的 50% 额度内境内运用;在占用短期外债余额指标的前提下,可将国际外汇资金主账户吸收存款中超过 50% 的部分境内运用。

上述存款可在前六个月日均存款余额的 10% 比例范围内结售汇,相关头寸纳入银行结售汇综合头寸管理。

第五条 跨国公司试行借用外债比例自律管理,可在满足规定条件下,遵循商业惯例自行借用外债(操作规程见附 1,预警机制见附 2)。

国内外汇资金主账户从国际外汇资金主账户净融入资金不得超过外债总规模。国际外汇资金主账户从国内外汇资金主账户净融出资金不得超过对外放款总规模。

第六条 跨国公司可以根据经营需要,同时开立国内、国际外汇资金主账户,也可以选择开立其中任何一个账户。

同时开立国内、国际外汇资金主账户的,外债、对外放款融出资金应经由国际外汇资金主账户办理;仅开立国内外汇资金主账户的,或仅开立国际外汇资金主账户的,外债、对外放款通过该账户办理。

跨国公司、银行应做好额度控制,确保任一时点外债、对外放款融出资金不超过规定额度。

第三条 多国籍企業は経営ニーズに基づき、所在地の銀行で国際外貨資金マスター口座を開設し、域外メンバー企業の資金およびその他の域外機構から借り入れた外債資金を集中運営管理できる。

国際外貨資金マスター口座間および域外機構域内外貨口座、域外資金との資金振替は自由である。国際外貨資金マスター口座内の資金は企業の外債指標を使用しないが、規定に基づいて外債登記を行わなければならない。

第四条 域内銀行は国際外貨資金マスター口座が吸収した預金を直近 6 ヶ月の 1 日あたり預金残高の 50% の限度内で域内において運用することができる。短期外債残高指標を使用する前提のもと、国際外貨資金マスター口座が吸収した預金のうち 50% を超える部分を域内で運用することができる。

上述の預金は直近 6 ヶ月の 1 日あたり預金平残の 10% に比例する範囲内で両替することができ、関連ポジションである銀行両替総合ポジション管理に組み入れる。

第五条 多国籍企業が外債借入に比例自律管理を試行し、一定条件を満たす場合、商業慣例を遵守して自ら外債を借入ることができる。(操作規定は付属資料 1、アラーム体制は付属資料 2)

国内外貨資金マスター口座の国際外貨資金マスター口座からのネット入金額は外債総規模を超過してはならない。国際外貨資金マスター口座の国内外貨資金マスター口座からのネット出金額は対外貸付総規模を超過してはならない。

第六条 多国籍企業は経営ニーズに基づき、国内、国際外貨資金マスター口座を同時に開設することができ、両者のうちいずれか一つの口座を選択して開設することもできる。

国内、国際外貨資金マスター口座を同時に開設する場合、外債、対外貸付の入出金は国際外貨資金マスター口座を経由して取り扱わねばならない。国内外貨資金マスター口座のみあるいは国際外貨資金マスター口座のみを開設する場合は、外債、対外貸付の入出金は当該口座を経由して取り扱わねばならない。

多国籍企業と銀行は限度額コントロールをしっかりと行い、いかなる時点においても外債、対外貸付の入出金が規定限度を超えない状態を確保しなければならない。

第七条 开户银行应为近三年执行外汇管理规定年度考核 B（含）类及以上的银行。主办企业原则上选择不超过 3 家境内具有结售汇业务资格的银行作为办理资金集中运营管理业务的开户银行，开户银行依据本规定对相关账户交易进行操作和管理。

开户银行办理资金集中运营管理业务后考核等次为 B（不含）以下的（考核等次为 C 的除外），可以继续办理原有相应业务。

第二章 业务备案

第八条 满足以下条件的跨国公司，可根据经营需要开立国内、国际外汇资金主账户：

- （一）具备真实业务需求；
- （二）具有完善的外汇资金管理架构、内部控制制度；
- （三）建立相应的内部管理电子系统；
- （四）上年度本外币国际收支规模超过 1 亿美元（参加外汇资金集中运营管理的境内成员企业合并计算）；
- （五）近三年无重大外汇违法违规行爲（成立不满三年的企业，自成立之日起无重大外汇违法违规行爲）。贸易外汇收支企业名录内企业，货物贸易分类结果应为 A 类；
- （六）外汇局规定的其他审慎监管条件。

第九条 主办企业开立国内、国际外汇资金主账户应向所在地外汇分局、管理部（以下简称分局）备案，提交以下材料：

- （一）备案申请。包括跨国公司基本情况，业务需求；主办企业基本情况，参与企业名单、股权结构；跨国公司对主办企业的授权书等。选择经常项目外汇资金集中收付汇、轧差净额结算业务的，还需列表说明参与的境内外成员企业名单，包括名称、组织机构代码、注册地等。
- （二）相关证明材料。包括加盖主办企业公章的主办企业及境内成员企业营业执照；金融业务许可证及经营范围批准文件（金融机

第七条 口座開設銀行は直近 3 年に執行された外貨管理規定年度検査評定において B 類(含む)およびそれ以上の銀行でなければならない。幹事企業は原則として 3 行を超えない域内の為替両替業務資格を有する銀行を資金集中管理業務の口座開設銀行として選択し、口座開設銀行は本規定に基づき関連口座取引について操作と管理を行う。口座開設銀行は資金集中運営管理業務取扱後の評定にて B 類(含まない)以下(C 類評定は除く)となった場合、従来取り扱っていた関連業務を継続してよい。

第二章 業務備案

第八条 以下の条件を満たす多国籍企業は、経営ニーズに基づき国内、国際外貨資金マスター口座を開設できる：

- （一）業務上の需要を有する。
- （二）改善された外貨資金の管理フレームワーク、内部管理制度を有する。
- （三）相応の内部管理電子システムを有する。
- （四）前年度の人民元・外貨の国際收支規模が 1 億米ドル超(外貨資金集中運営管理に参加する域内メンバー企業の合算)。
- （五）直近 3 年で重大な外貨法規違反行爲がない(設立後 3 年未滿の企業の場合、設立日以降重大な外貨法規違反行爲がない)。貿易外貨收支企業リストに登録された企業は、貨物貿易分類結果が A 類であること。
- （六）外管局が規定するその他のプルーデンス監督管理条件。

第九条 幹事企業が国内、国際外貨資金マスター口座を開設する場合、所在地の外管局の分局、管理部(以下略称、分局)へ備案を行い、以下の資料を提出しなければならない：

- （一）備案申請。多国籍企業の基本状況、業務ニーズを含む。幹事企業の基本状況、参加企業リスト、株主構成。多国籍企業の幹事企業に対する授權書等。經常項目外貨資金の集中決済、ネットィング決済業務を選択する場合、加えて名称、組織機構コード、登記地等を含む域内外メンバー企業のリストを表形式で提出すること。
- （二）関連証明資料。幹事企業の公章を押印した幹事企業および域内メンバー企業の營業許可証。金融業務許可証および經營範圍批准文書(金融機構は提供が必要)。域外

構需提供); 境外成员企业只需提供注册证明。

(三) 企业与开户银行联合制定的业务模式、操作流程、内控制度、组织架构、系统建设、风险控制措施、数据监测方式以及技术服务保障方案等; 经签署的《跨国公司外汇资金集中运营管理业务办理确认书》(见附3); 选择2家以上(含)开户银行的, 应明确外债、对外放款集中额度在每家开户银行的具体分配;

(四) 外汇局要求提供的其他材料。

第十条 跨国公司主办企业首次申请集中外债额度时应提交以下材料:

(一) 申请书, 应列表说明参加外债额度集中的成员企业名称、组织机构代码、注册地、每家成员企业可用外债额度、已登记外债签约额及提款额、集中的外债额度。

(二) 参与集中或者部分集中外债额度的成员企业的资本项目信息系统外债业务查询中的尚可借债额、外债签约登记列表及外债业务条线查询列表信息打印界面、净资产总额有关证明等。

成员企业所在地外汇局应根据该成员企业要求或其主办企业所在地外汇局要求, 以书面形式出具前款材料并认真核对, 确保数据准确。

第十一条 外汇局应在主办企业提交完整的备案申请材料之日起二十个工作日内完成备案手续并出具备案通知书(见附4)。备案通知书应包含外债、对外放款资金金融出入额度等。

主办企业所在地外汇局应及时将前款外债、对外放款额度维护到外汇局相关信息系统, 加强日常监测, 确保管理有效。

第十二条 主办企业为财务公司的, 应当遵守行业主管部门规定, 并将跨国公司外汇资金集中运营管理业务和其他业务(包括自身

メンバー企業は登記証明のみ提供が必要。

(三) 企業と口座開設銀行が共同で制定した業務モデル、操作フロー、内部管理制度、組織フレームワーク、システム構築、リスクコントロール措置、データモニタリング方式および技術サービスサポートプラン等。署名済の「多国籍企業外貨資金集中運営管理業務取扱確認書」(付属資料3)。2行以上(含む)の銀行を選択して口座開設する場合、外債、対外貸付の集中限度額の各口座開設銀行での具体的な配分を明確にしなければならない。

(四) 外管局が提供を要求するその他の資料。

第十条 多国籍企業の幹事企業が初めて外債限度枠の集中を申請する時は以下資料を提出しなければならない。

(一) 申請書。外債限度集中に参加するメンバー企業の名義、組織機構コード、登記地、各メンバー企業の利用可能外債限度額、登記済の外債契約額および引出額、集中する外債限度額をリスト形式で説明しなければならない。

(二) 外債限度を集中あるいは部分的に集中するメンバー企業の資本項目情報システム外債業務照会内の借入可能外債額、外債登記契約リストおよび外債業務オンライン照会リストの情報画面を印刷したもの、純資産総額の関連証明書等。

メンバー企業所在地の外管局はメンバー企業の要求あるいは幹事企業所在地の外管局の要求に応じて、書面形式で前述の資料を作成し真摯に確認することで、データの正確性を確実に保証しなければならない。

第十一条 外管局は幹事企業が備案申請資料を全て揃えて提出した日から二十営業日以内に備案手続を完成させ、あわせて備案通知書(付属資料4)を発行しなければならない。備案通知書には外債、対外貸付資金の入出金限度額等を含まねばならない。

幹事企業所在地の外管局は遅滞無く前述の外債、対外貸付限度額を外管局の関連情報システムに登録し、日常モニタリングを強化し、有効な管理を確保しなければならない。

第十二条 幹事企業が財務公司の場合、業務主管部門の規定を遵守し、あわせて多国籍企業外貨資金集中運営管理業務とその他業務(自己の資産負債業務を含む)を別口

资产负债业务)分账管理。

第十三条 业务办理期间开户银行、主办企业、成员企业等发生变更的,应提前一个月向分局变更备案。

开户银行变更的,应提交以下材料:

(一)变更开户银行申请。主要包括:变更开户银行的原因,拟选择的开户银行,原账户余额的处理方式等。

(二)拟新开户银行业务模式、操作流程、内控制度、组织架构、系统建设、风险控制措施、数据监测方式以及技术服务保障方案等。

(三)加盖银行业务公章的原账户余额对账单。

(四)经签署的《跨国公司外汇资金集中运营管理业务办理确认书》。

(五)外汇局要求的其他材料。

成员企业、主办企业外债和对外放款额度、业务种类变更的,除参照第九、十条提交材料外,还应提交备案通知书复印件。

第十四条 主办企业货物贸易分类结果降为B、C类,根据违规情节轻重,外汇局将通知跨国公司变更主办企业并重新提交申请材料,或取消主办企业业务资格;其他成员企业货物贸易分类结果降为B、C类,主办企业应终止其业务,并向外汇局进行成员企业变更备案。

第十五条 主办企业存在外汇违规行为的,自处罚生效之日起,取消主办企业业务资格;成员企业存在外汇违规行为,自处罚生效之日起,取消该成员企业参与业务资格。

第三章 国内、国际外汇资金主账户管理

第十六条 主办企业应持备案通知书到银行开立国内和(或)国际外汇资金主账户,办理外汇资金划转手续。国内和国际外汇资金

座で管理しなければならない。

第十三条 業務取扱期間に口座開設銀行、幹事企業、メンバー企業等に変更が発生した場合、1ヶ月前までに分局へ変更備案を提出しなければならない。

口座開設銀行を変更する場合、以下の資料を提出しなければならない:

(一)口座開設銀行変更申請。以下の内容を含む:口座開設銀行変更理由、口座開設予定銀行、元の口座残高の処理方式等。

(二)口座開設予定銀行の業務モデル、操作フロー、内部管理制度、組織フレームワーク、システム構築、リスクコントロール措置、データモニタリング方式及び技術サービスサポートプラン等。

(三)銀行業務印を押下した元の口座の残高ステートメント。

(四)署名済の「多国籍企業外貨資金集中運営管理業務取扱確認書」。

(五)外管局が要求するその他の資料。

メンバー企業、幹事企業の外債と対外貸付限度額、業務種類を変更する場合、第九、十条の提出資料を参照するほか、備案通知書のコピーを提出しなければならない。

第十四条 幹事企業の貨物貿易分類結果がB、C類に格下げとなった場合、違反の状況と軽重に基づき、外管局は多国籍企業へ幹事企業を変更し再び申請資料を提出するよう通知する、あるいは幹事企業の業務資格を取り消す。その他のメンバー企業の貨物貿易分類結果がB、C類に格下げとなった場合、幹事企業はその業務を終止し、外管局へメンバー企業変更備案を提出しなければならない。

第十五条 幹事企業に外貨法規違反行為があった場合、処罰が効力を発する日から幹事企業の業務資格を取り消す。メンバー企業に外貨法規違反行為があった場合、処罰が効力を発する日から当該メンバー企業の業務参加資格を取り消す。

第三章 国内、国際外貨資金マスター口座管理

第十六条 幹事企業は備案通知書を銀行に持参して国内および(あるいは)国際外貨資金マスター口座を開設し、外貨資金振替手続きをしなければならない。国内および国際

主账户可以是多币种账户，允许日间及隔夜透支；透支资金只能用于对外支付，收到外汇资金后应优先偿还透支款。根据业务需要，该账户项下可设立分账户。

国内外汇资金主账户和国际外汇资金主账户开户数量不予限制，但应符合审慎监管要求。

第十七条 国内外汇资金主账户收支范围。

(一) 收入范围

- 1、境内成员企业从境外直接获得的经常项目收入；
- 2、境内成员企业经常项目外汇账户、资本金账户、资产变现账户、再投资专用账户、外债账户划入；
- 3、规定额度内由国际外汇资金主账户划入的从境外借入的外债和偿还的对外放款本息；
- 4、购汇存入（经常项目项下对外支付购汇所得资金、购汇对外放款或偿还外债资金）；
- 5、理财产品的本息；
- 6、外汇局核准的其他收入。

同一跨国公司未开立国际外汇资金主账户的，国内外汇资金主账户收入范围还包括规定额度内从境外借入的外债资金或者收回的对外放款本息。

跨国公司向境内存款性金融机构借入的外汇贷款不得进入国内外汇资金主账户（用于归还外债、对外放款等除外）。

(二) 支出范围

- 1、境内成员企业向境外的经常项目支出；
- 2、向境内成员企业经常项目外汇账户、资本金账户、资产变现账户、再投资专用账户、外债账户划出；
- 3、规定额度内向国际外汇资金主账户划出的对外放款和偿还的外债本息；
- 4、结汇；
- 5、理财产品本金划出；
- 6、交纳外币存款准备金；

外貨資金マスター口座はマルチ通貨口座とすることが可能で、日中およびオーバーナイトの当座貸越枠を設定できる。当座貸越資金は対外支払のみに使用し、外貨資金が入金されたときには優先的に当座貸越を返済しなければならない。業務ニーズに基づき、当該口座の下にサブ口座を開設してもよい。

国内外貨資金マスター口座と国際外貨資金マスター口座の口座開設数には制限を設けないが、プルーデンス監督管理の要求に合致しなければならない。

第十七条 国内外貨資金マスター口座收支範囲

(一) 収入範囲

1. 域内メンバー企業が域外から直接取得する經常項目収入
2. 域内メンバー企業の經常項目外貨決済口座、資本金口座、資産現金化口座、再投資専用口座、外債口座からの振替
3. 規定限度額内で国際外貨資金マスター口座から振替える域外から借り入れた外債と対外貸付返済の元利金
4. 外貨転した資金の預入（經常項目下で対外支払のために外貨転した資金、外貨転した対外貸付あるいは外債返済資金）
5. 理財商品の元利金
6. 外管局が批准したその他収入

同一多国籍企業が国際外貨資金マスター口座を開設していない場合、国内外貨資金マスター口座の収入範囲にはさらに規定限度額内で域外から借り入れた外債資金あるいは回収した対外貸付返済の元利金を含む。

多国籍企業が域内の預金性金融機構から借り入れた外貨貸付金は国内外貨資金マスター口座に入金してはならない（外債返済、対外貸付等に用いるものを除く）。

(二) 支出範囲

1. 域内メンバー企業の域外に対する經常項目支出
2. 域内メンバー企業の經常項目外貨口座、資本金口座、資産現金化口座、再投資専用口座、外債口座への振替
3. 規定限度額内で国際外貨資金マスター口座へ振替える対外貸付と外債の返済元利金
4. 人民元転
5. 理財商品の元金払い出し
6. 外貨預金準備金の支払

7、外汇局核准的其他支出。

同一跨国公司未开立国际外汇资金主账户的，国内外汇资金主账户支出范围还包括规定额度内对外放款和偿还的外债本息。

第十八条 主办企业可以集中成员企业全部外债额度，也可以集中部分外债额度。办理外债登记后可根据商业原则自主选择偿债币种。

主办企业集中全部外债额度的，自递交申请之日起，成员企业不得自行举借外债。集中部分外债额度的，所余外债额度仍按照现行外债管理规定办理。具体管理办法由主办企业所在地外汇局与所涉外汇局核实后商主办企业及其开户银行制定，且所涉外汇局之间应按季度核对外债数据。

主办企业可以自身为实际借款人集中借入外债，也可以成员企业为实际借款人代理其借入外债。但外债的借入和偿还必须通过主办企业国际外汇资金主账户、国内外汇资金主账户之间的资金通道划转。

第十九条 主办企业应当通过国际外汇资金主账户从境外融入资金，并办理外债登记。外债登记实行分债权人分币种填报，即企业对每个境外债权人的每个币种的负债视为一笔外债。企业在办理与外债提款、还本付息相关的业务时，应准确进行涉外收入申报，并在“外汇局批件号/备案表号/业务编号”中准确填写相应的业务编号。主办企业应在签订外债合同后15个工作日内且在首笔外债资金入账前，到外汇局办理签约登记手续，外债变更登记按现行规定办理。

同一跨国公司未开立国际外汇资金主账户的，国内外汇资金主账户借入外债资金，在规定额度内按前款规定办理。

7.外管局が批准したその他支出

同一多国籍企業が国際外貨資金マスター口座を開設していない場合、国内外貨資金マスター口座の支出範囲にはさらに規定限度額内の対外貸付と外債返済元利金を含む。

第十八条 幹事企業はメンバー企業の全外債限度を集中することができ、一部の外債限度を集中することもできる。外債登録実施後、商業原則に基づき自ら返済通貨を選択できる。

幹事企業が全外債限度を集中する場合、申請提出日以降、メンバー企業は自ら外債を借入してはならない。外債限度を部分集中する場合、残りの外債限度は引続き現行の外債管理規定に基づいて取扱う。具体的な管理方法は幹事企業所在地外管局と本件に関連する外管局が照合確認を行った後、幹事企業と口座開設銀行と相談の上制定し、あわせて関連する外管局の間で四半期ごとに外債データを照合する。

幹事企業は自身を実質借入人として外債を集中調達することができ、またメンバー企業を実質借入人として代理として外債を調達することもできる。ただし外債の借入および返済は幹事企業の国際外貨資金マスター口座と国内外貨資金マスター口座間の資金通路を経由して振替なければならない。

第十九条 幹事企業は国際外貨資金マスター口座を通じて域外から外貨を借り入れる場合、外債登記を行わなければならない。外債登記は域外債権者ごと、幣種ごとに記入する。すなわち企業の債権者ごと、幣種ごとの負債を一明細の外債と見做す。企業は外債の引き出し、元利金返済関連業務を取り扱う際、正確に国際収支申告を行い、合わせて「外管局批准番号/備案表番号/業務番号」内に相応の業務番号を正確に記入すること。幹事企業は外債契約締結後15営業日以内かつ最初の外債が口座に入金される前に、外管局で契約登記手続きを行い、外債登記変更登記は現行の規定に基づいて実施しなければならない。

同一多国籍企業が国際外貨資金マスター口座を開設していない場合、国内外貨資金マスター口座が借り入れた外債資金は、規定限度額内で前項に従い取扱う。

第二十条 跨国公司对外放款，遵循现行外汇管理程序办理。对外放款额度超过境内成员企业所有者权益50%的，可以向分局申请。分局按规定程序集体讨论决定。

第二十一条 国内外汇资金主账户与境外经常项目收付以及结售汇，包括集中收付汇和轧差净额结算等，由经办银行按照“了解客户”、“了解业务”、“尽职审查”等原则办理相关手续。对于资金性质不明确的，银行应当要求主办企业提供相关单证。服务贸易等项目对外支付仍需按规定提交税务备案表。银行、主办企业应当分别留存充分证明其交易真实、合法的相关文件和单证等5年备查。

第二十二条 国内外汇资金主账户可集中办理经常项下、直接投资、外债和对外放款项下结售汇，相关购汇，付汇业务可在不同银行办理。

企业归集至主办企业的外商直接投资项下外汇资金（包括外汇资本金、资产变现账户资金和境内再投资账户资金）、外债资金在国内外汇资金主账户内按照意愿结汇方式办理结汇手续，结汇所得人民币资金划入主办企业对应开立的人民币专用存款账户（资本项目—结汇待支付账户），经银行审核交易的合规性、真实性后支付。不得直接或间接用于企业经营范围之外或国家法律法规禁止的支出。银行应当留存充分证明其交易真实、合法的相关文件和单证等5年备查。

企业及开户银行应及时准确地报送结汇和支付数据至外汇局相关业务信息系统。银行应参照《国家外汇管理局关于发布〈金融机构外汇业务数据采集规范(1.0版)〉的通知》（汇发[2014]18号）的要求报送人民币专用存款账户的开关户及收支余信息，人民币专用存款账户的账户性质代码为2113，账户性质名称

第二十条 多国籍企業の対外貸付は現状の外貨管理のルールを順守して取扱う。対外貸付の限度が域内メンバー企業の所有者権益の50%を超える場合には、分局に申請することができる。分局は規定の手順に従い集団討論を行って決定する。

第二十一条 国内外貨資金マスター口座と域外の經常項目の決済および両替は、集中決済とネットイン決済も含め、銀行において「顧客を理解する」「業務を理解する」「デューデリジェンス」等の原則に基づいて関連手続きを行う。資金性質が不明なものについては、銀行は幹事企業に関連エビデンスの提供を要求しなければならない。サービス貿易等の項目下の対外支払いは引続き規定に従い、税務備案表を提出しなければならない。

銀行と幹事企業はそれぞれ当該取引の真実性、合法性を十分に証明する関連文書とエビデンスを5年間保存し、検査に備えなければならない。

第二十二条 国内外貨資金マスター口座は經常項目下、直接投資、外債と対外貸付項目下の両替、関連外貨転、支払業務を別々の取扱銀行で集中取扱してよい。

企業が幹事企業に集中した外商直接投資項目下の外貨資金（外貨資本金、資産現金化口座資金と域内再投資口座資金を含む）、外債資金は国内外貨資金マスター口座内で任意に人民币両替手続を行い、人民币転で得た人民币資金を幹事企業が本件に対応して開設した人民币専用預金口座（資本項目—人民币転支払待口座）に入金し、銀行が取引の合法性と真実性を確認した後に支払わなければならない。直接あるいは間接的に企業経営範囲外あるいは国家の法律で禁止された支出を行ってはならない。銀行は当該取引の真実性、合法性を十分に証明する関連文書とエビデンスを5年間保存し、検査に備えなければならない。

企業および口座開設銀行は遅滞無く正確に人民币転と収支データを外管局の関連業務情報システムに報告しなければならない。銀行は『国家外貨管理局の〈金融機構外貨業務データ採集規範(1.0版)〉の公布に関する通知』(匯發[2014]18号)の要求を参照して人民币専用預金口座の口座開設・閉鎖および収支残高の情報を報告しなければならない。人民币専用預金口座の口座性質コードは2113、口座性質名称は「資本項目—人民币転支払待口座」。銀行は

为“资本项目—结汇待支付账户”。银行应参照《国家外汇管理局关于发布〈金融机构外汇业务数据采集规范(1.0版)〉的通知》(汇发[2014]18号)的要求,通过境内收付款凭证,报送人民币专用存款账户与其他境内人民币账户之间的收付款信息。

主办企业为财务公司的,成员企业可申请在财务公司办理上述结售汇业务,也可由主办企业以其名义在银行办理结售汇业务。财务公司为成员企业办理结售汇业务应当具备结售汇业务资格,并按规定向外汇局报送结售汇数据。

第二十三条 开户银行或财务公司应按规定向外汇局报送国际外汇资金主账户(代码为“3600”)和国内外汇资金主账户(代码为“3601”)信息。

第二十四条 国内外汇资金主账户和国际外汇资金主账户之间的资金划转无需进行涉外收付款申报,但应按照《国家外汇管理局关于发布〈金融机构外汇业务数据采集规范(1.0版)〉的通知》(汇发[2014]18号)和《国家外汇管理局关于启用境内银行涉外收付凭证及明确有关数据报送要求的通知》(汇发[2014]42号)关于境内居民之间资金划转要求报送有关数据。国际外汇资金主账户向国内外汇资金主账户划款时,区分资金性质分别申报为:822990(借入外债)、821990(对外放款归还)、322041(利息支付);国内外汇资金主账户向国际外汇资金主账户划款时,区分资金性质分别申报为:822990(偿还外债)、821990(对外放款)、322041(利息支付)。

第二十五条 银行和企业可签订一揽子涉外收付款扫款协议。当主办企业在国际外汇资金主账户中进行涉外收付款自动扫款时,按照《国家外汇管理局关于印发〈通过银行进行国际收支统计申报业务实施细则〉的通知》

『国家外貨管理局の〈金融機構外貨業務データ採集規範(1.0版)〉の公布に関する通知』(匯発[2014]18号)の要求を参照し、国内収支エビデンスを通じて、人民元専用預金口座とその他域内人民元口座間の収支情報を報告しなければならない。

幹事企業が財務公司である場合、メンバー企業は財務公司に上記の両替業務の取扱を申請することができ、幹事企業を経由してその名義において銀行で両替業務を取扱うこともできる。財務公司がメンバー企業のために両替業務を取扱う場合には両替業務資格を保有している必要があり、あわせて規定に基づき外管局に両替データを報告しなければならない。

第二十三条 口座開設銀行あるいは財務公司是規定に基づいて外管局に国際外貨資金マスター口座(コードは3600)と国内外貨資金マスター口座(コードは3601)の情報を報告しなければならない。

第二十四条 国内外貨資金マスター口座と国際外貨資金マスター口座間の資金振替を国際収支申告する必要はない。ただし『国家外貨管理局の〈金融機構外貨業務データ採集規範(1.0版)〉の公布に関する通知』(匯発[2014]18号)と『国家外貨管理局の域内銀行が国際収支エビデンスを使用して関連データ報告要求を明確にすることに関する通知』(匯発[2014]42号)に基づいて、域内居住者間資金振替は関連データの報告が要求される。国際外貨資金マスター口座から国内外貨資金マスター口座に振り替える時、資金性質を区分して分別申告する。822990(外債借入)、821990(対外貸付返済)、322041(利息支払)。国内外貨資金マスター口座から国際外貨資金マスター口座に振り替える時、資金性質を区分して分別申告する。822990(外債返済)、821990(対外貸付)、322041(利息支払)。

第二十五条 銀行と企業は包括的な対外収支オートスイープ協議書を締結することができる。幹事企業は国際外貨資金マスター口座からオートスイープでの対外収支を実施する時、『国家外貨管理局の〈銀行を通じて国際収支統計申告実行業務を行う実施細則〉の公布に関する通知』(匯発

(汇发[2015]27号)规定进行涉外收付款申报。

第二十六条 主办企业应当按照《国家外汇管理局关于印发〈通过银行进行国际收支统计申报业务实施细则〉的通知》(汇发[2015]27号)进行涉外收付款申报;主办企业为财务公司的,还应当按照《国家外汇管理局关于印发〈对外金融资产负债及交易统计制度〉的通知》(汇发[2013]43号)的规定进行申报。

第四章 集中收付汇和轧差净额结算业务管理

第二十七条 集中收付汇是指主办企业通过国内外汇资金主账户集中代理境内成员企业办理经常项目外汇收支。

经常项目轧差净额结算是指主办企业通过国内外汇资金主账户集中核算其境内外成员企业经常项目项下外汇应收应付资金,合并一定时期内外汇收付交易为单笔外汇交易的操作方式。原则上每个自然月轧差净额结算不少于1次。

第二十八条 境内成员企业办理货物贸易集中收付汇或货物贸易轧差净额结算时,应按规定办理“贸易外汇收支企业名录”登记手续(主办企业为财务公司除外)。A类成员企业外汇收支可不进入出口收入待核查账户,但应按货物贸易外汇管理规定及时、准确通过货物贸易外汇业务监测系统(企业端)进行贸易信贷、贸易融资等业务报告。

第二十九条 主办企业可以根据境内成员企业真实合法的进口付汇需求提前购汇存入国内外汇资金主账户。

对于退汇日期与原收、付款日期间隔在180天(不含)以上或由于特殊情况无法按规定办理原路退汇的,主办企业应当到外汇局办理货物贸易外汇业务登记手续,并提供书面申请、原收入/支出申报单证、原进/出口合同、

[2015]27号)規定に基づいて国際収支申告を行う。

第二十六条 幹事企業は『国家外貨管理局の〈銀行を通じて国際収支統計申告実行業務を行う実施細則〉の公布に関する通知』(匯發[2015]27号)に基づいて国際収支申告を行わなければならない。幹事企業が財務公司の場合、さらに『国家外貨管理局の〈対外金融資産負債および取引統計制度〉公布に関する通知』(匯發[2013]43号)の規定に基づき申告を行わなければならない。

第四章 集中決済とネットィング決済業務管理

第二十七条 集中決済とは幹事企業が国内外貨資金マスター口座を通じて域内メンバー企業を集中代理し經常項目外貨収支を行うことをいう。

經常項目ネットィング決済とは幹事企業が国内外貨資金マスター口座を通じて域内外メンバー企業の經常項目下の外貨売掛金、買掛金を集中して計算し、一定の期間内の外貨決済取引を一明細の外貨取引に一本化する操作方法を指す。原則、毎暦月ごとにネットィング決済は一回以上行わなければならない。

第二十八条 域内メンバー企業は貨物貿易集中決済あるいは貨物貿易ネットィング決済を行う際、規定に基づき“貿易外貨収支企業リスト”の登記手続を行わなければならない(財務公司が幹事企業となる場合は除く)。A類メンバー企業は外貨収支を輸出審査待ち口座に入金しなくてもよいが、貨物貿易外貨管理規定に基づき遅滞なく正確に貨物貿易外貨業務モニタリングシステム(企業ターミナル)を通じて貿易与信、貿易融資等の業務報告を行わなければならない。

第二十九条 幹事企業は域内メンバー企業の真実合法的な輸入代金支払の需要に基づいて事前に外貨両替を行い、資金を国内外貨資金マスター口座に入金してよい。

返金日と元々の収入、支払日の間隔が180日を超過(含まない)している、或いは特別な事情により規定に従って元のルートによる返金ができない場合、幹事企業は外管局で貨物貿易外貨業務登記手続を行い、あわせて書面申請、当初の収入/支出申告書、当初の輸入/輸出契約、返金契

退汇合同等。

第三十条 境内成员企业按照《货物贸易外汇管理指引》及其实施细则规定，需凭《货物贸易外汇业务登记表》办理的业务不得参加集中收付汇和轧差净额结算，按现行规定办理。

第三十一条 办理经常项目集中收付款或轧差净额结算应按以下要求进行国际收支申报：

主办企业应对两类数据进行国际收支统计申报。一类是集中收付款或轧差净额结算时主办企业的实际收付款数据（以下简称实际收付款数据）；另一类是逐笔还原集中收付或轧差净额结算前各成员企业的原始收付款数据（以下简称还原数据）。

实际收付款数据不为零时，主办企业应通过办理实际对外收付款交易的境内银行进行申报，境内银行应将实际收付款信息交易编码标记为“999999”。实际收付款数据为零时（轧差净额结算为零），主办企业应虚拟一笔结算为零的申报数据，填写《境外汇款申请书》，收付款人名称均为主办企业，交易编码标记为“999998”，国别为“中国”，其他必输项可视情况填报或填写“N/A”（大写英文字母）。境内银行应在其实际对外收付款之日（轧差净额结算为零时为轧差结算日或会计结算日）（T）后的第1个工作日（T+1）中午12:00前，完成实际数据的报送工作。

对还原数据的申报，主办企业应按照实际对外收付款的日期（轧差净额结算为零时为轧差结算日或会计结算日）确认还原数据申报时点（T），并根据全收全支原则，以境内成员企业名义，向实际办理或记账处理对外收付款业务的银行提供还原数据的基础信息和申报信息，使其至少包括国际收支统计申报的所需信息。境内银行应在上述还原数据申报时点（T）后的第1个工作日（T+1）中午12:00前，完成还原数据基础信息的报送

约等を提出しなければならない。

第三十条 域内メンバー企業は『貨物貿易外貨管理手引』およびその実施細則規定を参照し、『貨物貿易外貨業務登記表』に基づき取り扱わねばならない業務を集中決済およびネットイング決済に含んではならず、現行規定により処理する。

第三十一条 經常項目集中決済あるいはネットイング決済は以下要求に基づいて国際収支申告を行わねばならない：幹事企業は2種類のデータにより国際収支統計申告を行わねばならない。1種類は集中決済あるいはネットイング決済時に幹事企業が実際に決済を行うデータ（以下、実際の決済データ）、もう1種類は集中決済あるいはネットイング決済を行う前の各メンバー企業の元々の決済データ（以下、元データ）である。

実際の決済データがゼロでないとき、幹事企業は実際に対外決済を行った域内銀行を通じて申告を行い、域内銀行は実際に決済を行った取引コードを「999999」と表記しなければならない。実際の決済データがゼロ（ネットイング差額がゼロ）の場合には、幹事企業は一明細の決済金額をゼロとした申告データを仮設定し、決済人名をいずれも幹事企業、取引コードを「999998」、国別を「中国」、その他入力必要項目を状況に応じて記入あるいは「N/A（英文大文字）」と記入した「域外決済申請書」を記入しなければならない。域内銀行は実際の対外決済日（ネットイング決済の結果がゼロの場合、ネットイング計算日または会計決算日）後の翌営業日（T+1）の昼12時前に、実際の決済データと元データの報告送付業務を完成しなければならない。

原データの申告は、幹事企業は実際の対外決済日（ネットイング決済の結果がゼロの場合、ネットイング計算日または会計決算日）に元データ申告時点（T）を確認し、あわせて全収全支の原則に基づき、域内メンバー企業の名義で、実際に対外決済業務の取扱いあるいは記帳処理を行う銀行に対して元データの基礎情報と申告情報を提供しなければならない。それには少なくとも国際収支統計申告に必要な情報を含んでいなければならない。域内銀行は上記の元データ申告時点（T）後の次の営業日（T+1）の昼12時までに、元データの基礎情報の報告業務を完成させなければならない。5営業日後（T+5）までに、データの申告情報の

工作；第5个工作日（T+5）前，完成还原数据申报信息的报送工作。

申报单号码由发生实际收付款的银行编制、交易编码按照实际交易性质填报。境内银行应将还原数据的“银行业务编号”填写为所对应的对外实际收付数据的申报号码，以便建立集中收付数据与还原数据间的对应关系。境内银行应为主办企业提供申报渠道等基础条件，并负责将还原数据的基础信息和申报信息传送到外汇局。

第五章 监督管理

第三十二条 主办企业应认真按照本规定及外汇局备案通知书内容开展业务。业务开展期间，相关事项发生变更的，应按要求及时向外汇局变更备案。

主办企业及成员企业应严格按照规定向银行申报跨境资金收付性质，办理国际收支统计申报。

第三十三条 开户银行对跨国公司外汇资金集中运营管理业务及提交的材料，做好真实性和合规性审核；对其相关外汇资金变动，做好相应登记备案；对资金流动，做好监测、审核和额度管理。

第三十四条 开户银行应按规定及时、完整、准确地报送国内、国际外汇资金主账户、结汇待支付账户等账户信息、国际收支申报、境内资金划转、结售汇等数据，审核企业报送的业务数据，协助外汇局做好非现场监测。

第三十五条 分局应采取下列措施确保外汇资金集中运营管理工作平稳有序，政策落到实处：

（一）完善工作机制，责任到人，及时准确报送数据。指定牵头处室并1名工作联系人负责向总局报告。《规定》实施之日起一年内，

报告业务完成前，不得停止报送。

申告書の番号は実際の決済を行った銀行が採番し、取引コードは実際の取引性質に基づいて記入する。域内銀行は原データの「銀行業務コード」を対応する実際の対外決済データの申告番号と突き合わせて記入し、集中決済データと原データの間の対応関係付けを行いやすいようにする。域内銀行は幹事企業に対して申告ルートなどのインフラ条件を提供せねばならず、あわせて原データの基礎情報と申告情報の外管局への伝送に責任を負う。

第五章 监督管理

第三十二条 幹事企業は真摯に本規定および外管局の備案通知書の内容を遵守して業務を展開しなければならない。業務展開期間に関連事項に変更が発生する場合、要求に基づき遅滞無く外管局に変更備案を行わねばならない。

幹事企業およびメンバー企業は厳格に規定に従い銀行に対しクロスボーダー資金収支の性質を申告し、国際収支統計申告を取り扱わねばならない。

第三十三条 口座開設銀行は多国籍企業が取り扱う多国籍企業外貨資金集中运营管理業務および提出資料に対して真実性と合法性を確りと審査する。関連外貨資金変動に対し相応の登記、備案を確りと実施する。資金流動に対しモニタリング、審査確認および限度額管理を確りと行う。

第三十四条 口座開設銀行は規定に基づいて国内、国際外貨資金マスター口座、人民元転支払待口座等の口座データ、国際収支申告データ、域内資金振替、両替等のデータを遅滞無く完全、正確に申告し、企業が申告する業務データを審査し、外管局のオフサイトモニタリングに協力する。

第三十五条 分局は以下の措置をることにより外貨資金集中运营管理業務の平穩と秩序を確保し、政策を具体化させなければならない：

（一）業務体制を改善し、個人の責任を明確化し、遅滞無く正確にデータを報告する。主管処・室を指定しあわせて1名の業務連絡人が総局への報告に責任を負う。『規定』実施

毎月10日前以局发文形式向总局报告业务情况及相关统计报表；每季度一并报告辖内办理资金集中运营管理企业名单等基本情况。一年后，以综合部门名义每月报告统计报表；每季度报告辖内办理资金集中运营管理企业名单等基本情况；每半年报告业务情况（有关报表见附5-7）。

（二）强化非现场监测与现场核查检查。充分利用跨境资金流动监测与分析平台等现有外汇管理系统，建立跨国公司名单功能设置，全面分析国际、国内资金主账户外汇收支、外债额度和对外放款额度、结售汇、资金划转。

（三）做好银行和企业风险提示和窗口指导工作。采取有效措施满足企业需求，逐步形成合理的跨境资金双向流动格局。督促银行建立操作规程和内控制度，提供必要的技术服务保障。必要时，可要求主办企业对外汇资金集中运营管理业务的合规性等进行审计。

（四）根据本规定及当地实际情况，制定细化准入条件等操作规程，按程序向总局备案后实施。

第三十六条 企业发生异常情况及违规行为，分局应暂停或取消办理本规定范围内的各项业务，根据《外汇管理条例》等相关法规进行行政处罚；开户银行未履行、未正确履行、未全面履行了解客户、了解业务、尽职审查的，应取消办理本规定范围内各项业务，根据《外汇管理条例》等相关法规进行行政处罚。

第六章 附则

第三十七条 本规定所称跨国公司是以资本联结为纽带，由母公司、子公司及其他成员企业或机构共同组成的企业联合体。

成员企业，是指跨国公司内部相互直接或间接持股的、具有独立法人资格的各家公司，

の日から一年以内は、毎月10日より前に局発文の形式で総局に対して業務状況および関連統計報告表を報告する。四半期ごとに管轄内で取扱う資金集中運営管理企業リスト等の基本状況を報告する。一年後、総合部門の名義で毎月統計報告表を提出する。四半期ごとに管轄内で取扱う資金集中運営管理企業リスト等の基本状況を報告する。半年ごとに業務状況を報告する（関連報告表は附属資料5-7）。

（二）オフサイトモニタリングと現場照合・検査を強化する。十分にクロスボーダー資金流動モニタリング兼分析プラットフォーム等の現有の外貨管理システムを利用し、多国籍企業リスト機能の設置を行い、国際、国内外貨資金マスター口座外貨收支、外債限度額と域外貸付限度、両替、資金振替を全面的に分析する。

（三）銀行と企業へのリスク指摘と窓口指導を確り行う。企業のニーズを満たすよう有効な措置をとり、段階的に合理的なクロスボーダー資金双方向流動の状態を形成する。銀行に操作规程と内部管理制度を構築するよう督促し、必要な技術サービスサポートを提供する。必要に応じて、幹事企業に外貨資金集中運営管理業務のコンプライアンス遵守に対して監査を行うよう要求できる。

（四）本規定および現地の実地の状況に基づき、業務開始条件細則などの操作规程を制定し、手続に基づき総局に備案した後実施する。

第三十六条 企業に異常な状況および法規違反行為が発生した場合、外管局は企業の業務資格を中止また取消し、「外貨管理条例」等の関連法規に基づいて行政処罰を与える。口座開設銀行が「顧客を理解する」「業務を理解する」「デューデリジェンス」を履行しない、正しく履行しないあるいは全面的に履行しない場合、本規定範囲の各項目業務の取り扱いを取消し、「外貨管理条例」等の関連法規に基づいて行政処罰を受けなければならない。

第六章 附則

第三十七条 本規定にいう多国籍企業とは資本連結を紐帯とし、親会社、子会社およびその他メンバー企業あるいは機構が共同組成する企業連合体である。

メンバー企業とは、多国籍企業内部で相互に直接あるいは間接の持株関係を有し、独立法人資格を有する各企業で

分为境内成员企业和境外成员企业。与试点企业无直接或间接持股关系，但属于一幕公司控股的兄弟公司可认定为成员企业。其他关联管理（如协议控制）可由分局根据具体情况集体审议后确定是否可认定为成员企业。

主办企业，是指履行主体业务申请、备案、实施、数据报送、情况反馈等职责的跨国公司或取得跨国公司授权且具有独立法人资格的一家境内公司。主办企业为财务公司的，其从事跨境资金交易应遵守行业管理部门的规定。

本规定第三条第二款所称境外机构境内外汇账户包括境外机构在境内银行开立的 NRA 账户（Non-resident Account）以及在取得离岸银行业务资格的离岸银行业务部开立的 OSA 账户（Offshore Account）。

第三十八条 单一企业集团符合内控制度完善、上年度外汇收支规模超过 1 亿美元、最近三年无重大外汇违规行为等条件的，可以根据业务实际，申请单独开立国内外汇资金主账户，办理经常项目轧差净额结算业务，以及按照本规定第二十一条简单位证审核、第二十二条办理结汇手续等；或者单独开立国际资金主账户，集中管理境外资金。

跨国公司资金集中运营管理框架下委托贷款，应遵守有关境内外汇贷款管理规定，无需开立并通过实体外汇账户办理相关业务；不同成员企业之间可直接划转资金，无需先上划至国内外汇资金主账户，再下划至成员企业。

第三十九条 外汇局可根据国家宏观调控政策、外汇收支形势及业务开展情况，逐步完善和改进政策内容。

第四十条 本规定自发布之日起实施，由国家外汇管理局负责解释。《国家外汇管理局关于印发〈跨国公司外汇资金集中运营管理（试

あり、域内メンバー企業と域外メンバー企業に分かれる。試行企業と直接あるいは間接の持株関係がなく、ただ同一親会社からコントロールされる兄弟企業もメンバー企業と認める。その他関連管理（例えば契約支配）は分局を経て具体的な状況に基づいて集団審議を行った後、メンバー企業として認めるかどうかを確定できる。

幹事企業とは、主体業務申請、備案、実施、データ報告、状況フィードバックなどの職責を履行する多国籍企業あるいは多国籍企業の授權を取得しかつ独立法人資格を有する域内の会社一社である。幹事企業が財務公司の場合、その従事するクロスボーダー取引は業種管理部門の規定を遵守しなければならない。

本規定の第三条第二項にいう域外機構域内外貨口座は域外機構が域内銀行で開設した NRA 口座（Non-resident Account）およびオフショア銀行業務資格を有するオフショア銀行業務部が開設した OSA 口座（Offshore Account）を含む。

第三十八条 单一企業集団が内部管理制度の改善、前年度の外貨収支 1 億米ドル超、直近 3 年間で重大な外貨法規違反無しなどの条件に合致した場合、実際の業務に基づき、国内外貨資金マスター口座の単独開設、経常項目ネットイング決済業務の取扱、および本規定第二十一条に基づくエビデンス審査の簡素化、第二十二条に基づく人民元両替手続等を申請できる。または国際外貨資金マスター口座の単独開設、域外資金の集中管理を申請できる。

多国籍企業の資金集中運営管理のフレームワーク下の委託貸付は、関連する外貨貸付管理規定を遵守しなければならないが、実体の外貨口座を開設、経由して関連業務を取り扱うことは必須ではない。メンバー企業間は直接資金の振替を行ってよく、国内外貨資金マスター口座に先に集中してからメンバー企業に配分することは必須ではない。

第三十九条 外管局は国家マクロコントロール政策、外貨収支状況および業務展開状況に基づき、政策内容を徐々に改善する。

第四十条 本規定は公布日から実施し、国家外貨管理局が解釈に責任を負う。『国家外貨管理局の〈多国籍企業外貨資金集中運営管理規定（試行）〉公布に関する通知』

行))的通知》(汇发[2014]23号)同时废止。

附1

跨国公司外债比例自律管理操作规程

一、外债比例自律管理公式

跨国公司可在满足如下两个公式条件下,根据比例自律原则,遵循商业惯例自行借用外债:

公式一:跨国公司外债总规模 \leq Σ净资产*融资杠杆率*宏观审慎调节参数。

公式二:资产负债率 \leq 75%

在公式一中,净资产按照上年末经审计(或本年度专项审计)的净资产计算。原则上使用并表净资产计算外债额度;没有并表净资产或者使用并表净资产不合适的,使用加总净资产。跨国公司也可选择其中一家(数家)成员公司净资产,或者在公式一范围内自选金额申请外债额度。初始时期,融资杠杆率为1,宏观审慎调节参数为1。外汇局可根据整体对外负债情况、期限结构、币种结构等对融资杠杆率和宏观审慎调节参数进行调节。外债口径执行现行外汇管理规定。

在公式二中,如确有必要,经分局集体审议并事前向总局备案后,资产负债率可超过75%。

二、企业管理要求

(一)已开展外汇资金集中运营管理的跨国公司采用上述方式计算外债额度,应向所在地外汇局备案并取得回执。既可与跨国公司资金集中运营业务一并申请,也可单独备案。

(二)无投注差的成员企业可利用自身净资产为计算因子参与集中外债额度的计算;有投注差的成员企业可选择使用投注差或净资产参与集中外债额度的计算,一经选定,原则上不得更改。

(三)跨国公司融入的外币外债资金,可以

(匯發[2014]23号)は同時に廃止する。

附属資料1

多国籍企業の外債比例自律管理操作规程

一、外債比例自律管理公式

多国籍企業が以下2つの公式の条件を満たす場合、比例自律原則に従い、商習慣を遵守し自ら外債を調達することができる:

公式一:多国籍企業外債総規模 \leq Σ純資産×融資レバレッジ率×マクロプルーデンス政策変数

公式二:資産負債率 \leq 75%

公式一で、純資産は前年度の監査済(若しくは本年度特別監査)報告書の純資産額に基づいて計算する。原則連結ベースの純資産を用いて外債限度額を計算する。連結ベース純資産がないあるいは連結ベース純資産を用いることが適切でない場合、単純合算を用いる。多国籍企業はメンバー企業の一社(数社)の純資産、あるいは公式一の範囲内で自ら申請する外債限度額を定めることができる。初期段階で、融資レバレッジ率は1、マクロプルーデンス政策変数は1とする。外管局は全体の対外負債状況、期間構成、通貨構成等に基づき融資レバレッジ率およびマクロプルーデンス政策変数を調整することができる。外債管理は現行の外債管理規定に従う。

公式二において、確かなニーズが存在する場合、分局の集団審議を経て、かつ事前に総局へ備案した上で、資産負債率が75%を超過することは可能である。

二、企業管理要求

(一)既に外債資金集中運営管理を展開している多国籍企業が上記方式を採用して外債限度額を計算する場合、所在地外管局へ備案し備案受領書(回执)を取得しなければならない。多国籍企業資金集中運營業務とあわせて申請することも、単独で備案することも可能。

(二)投注差のないメンバー企業は自らの純資産を計算変数として外債限度額集中計算に参加することができる。投注差のあるメンバー企業は投注差あるいは純資産のいずれかを選択して外債限度額集中の計算に参加することができる。一度選択すると、原則上変更してはならない。

按现行跨国公司外汇资金集中运营管理规定结汇使用。

(四) 金融机构外债管理执行现行外汇管理规定。现行外汇管理规定对外资投资性公司、融资租赁公司、财务公司等外债政策有特殊规定的，可从其规定。属于地方政府融资性平台性质的成员企业，暂不参与外债比例自律试点。

(五) 主办企业可以自身为实际借款人集中借入外债，也可以成员企业为实际借款人，由主办企业代理其借入外债。但外债的借入和偿还必须通过主办企业国际外汇资金主账户、国内外汇资金主账户之间的资金通道划转。

三、监督管理

(一) 宏观审慎管理。国家外汇管理局根据经济金融形势，对外债进行宏观审慎管理；调整融资杠杆率和宏观审慎调节参数，对全部或部分试点企业借入外债规模进行调控。备案书中企业承诺按外汇局调控要求调整外债规模。

(二) 分局应当通过非现场核查、现场检查手段对经办银行、试点企业外债额度等进行监测、检查。对发现存在异常、可疑或涉嫌违规的经办银行、试点企业，可采取下发风险提示函、约谈、行政处罚等管理措施。

(三) 银行应当严格履行审核职责，按照“了解客户”、“了解业务”、“尽职审查”等展业原则，遵循实需要求，为客户办理结汇及资金支付。

其他未明确事项，按照本规定、其他外债管理规定等执行。

附 2

跨国公司对外债权债务风险调控预警机制

一、国家外汇管理局（以下简称总局）建立跨国公司对外债权债务风险宏观审慎调控预

(三) 多国籍企業が調達した外貨外債資金は、現行の多国籍企業外債資金集中運営管理規定に従い元転して使用することができる。

(四) 金融機構外債管理は現行の外債管理規定に従い執行する。現行の外債管理規定に外債投資性公司、ファインンスリース公司、財務公司等に対する特別な外債規定がある場合は、その規定に従う。地方政府融資性プラットフォームの性質を有するメンバー企業は、暫定的に外債比例自律試行に参加してはならない。

(五) 幹事企業は自身を実質借入人として外債を集中調達することができ、またメンバー企業を実質借入人とし、幹事企業は代理として外債を調達することもできる。ただし外債の借入および返済は幹事企業の国際外債資金マスター口座と国内外債資金マスター口座間の資金通路を経由して振替なければならない。

三、监督管理

(一) マクロプルーデンス管理。国家外債管理局は経済金融情勢に基づき、外債に対してマクロプルーデンス管理を行う。融資レバレッジ率およびマクロプルーデンス政策変数を調整し、全部あるいは一部のパイロット企業が調達した外債規模に対してコントロールを行う。備案書の中で企業は外債局のコントロール要求に応じて外債規模を調整することに承諾する。

(二) 分局は非現場検査、現場検査手段を通じて、取扱銀行、パイロット企業の外債限度額等に対し、モニタリング、検査を行う。異常、疑わしいあるいは規定違反の疑いがある取扱銀行、パイロット企業に対し、リスク提示書、面談、行政処罰等の管理措置を採ることができる。

(三) 銀行は審査責任を厳格に履行し、“顧客を理解する”、“業務を理解する”、“デューデリジェンス”等の業務展開原則に従い、実需要求を遵守し、顧客の元転および資金支払業務を取扱う。

その他不明事項がある場合は、本規定、その他外債管理規定等に基づいて執行する。

附属資料 2

多国籍企業對外債權債務リスクコントロールアラーム体制

一、国家外債管理局(以下略称、総局)が構築する多国籍企業の對外債權債務リスクマクロプルーデンスコントロール

警机制，由风险预警指标体系及相应的宏观调控政策工具构成。

二、总局根据系统采集的数据以及跨国公司跨境资金流动情况建立相应的外债风险宏观审慎预警指标体系。

总局采用宏观调控政策工具调控外债规模。调控工具包括调整融资杠杆率、宏观审慎调节参数等。初始时期，融资杠杆率为 1，宏观审慎调节参数为 1。

总局可根据风险防控需要，经过评估后，对上述风险预警指标和宏观调控政策工具进行调整与完善。

三、跨国公司对外债权债务风险宏观审慎调控风险预警包括 I 级（关注风险）、II 级（中度风险）以及 III 级（重度风险）三个风险级别。

其中，I 级（关注风险）为：跨国公司外债规模达到等值 1000 亿美元。II 级（中度风险）为：跨国公司外债规模达到等值 1500 亿美元。III 级（重度风险）为：跨国公司外债规模达到等值 2000 亿美元。

四、跨国公司对外债权债务风险宏观审慎调控风险预警指标达到本操作规程第三条相应临界值时，总局可以采用宏观调控政策工具对外债余额进行相应的调节：

I 级（关注风险）时，向跨国公司或金融机构进行风险预警，发出风险提示函。

II 级（中度风险）时，向跨国公司或金融机构发出宏观调控预通知，告知必要时将通过宏观调控政策工具，调整融资杠杆率、宏观审慎调节参数等；跨国公司或金融机构可提前采取相应措施，一定期限内将外债余额控制在相应政策目标值内。

重点地区所在地外汇局加强现场核查力度。

III 级（重度风险）时，向跨国公司或金融机构发出宏观调控正式通知，正式调整融资杠

アラーム体制は、リスクアラーム指標体系および相応なマクロコントロール政策ツールから構成される。

二、総局はシステムで採集するデータおよび多国籍企業のクロスボーダー資金流状況に基づき相応の外債リスクマクロプルーデンスアラーム指標体系を構築する。

総局はマクロコントロール政策ツールを採用して外債規模をコントロールする。コントロールツールは融資レバレッジ率、マクロプルーデンス政策変数等の調整を含む。初期段階では、融資レバレッジ率は 1、マクロプルーデンス政策変数は 1 とする。

総局はリスクコントロールの必要に応じて、評価を経て、上述のリスクアラーム指標およびマクロコントロール政策ツールに対して調整と改善を実施する。

三、多国籍企業の対外債権債務リスクに対するマクロプルーデンスコントロールリスクアラームとは I 級（要注意リスク）、II 級（中度リスク）および III 級（重度リスク）の三リスク級別を含む。

その中で I 級（要注意リスク）とは、多国籍企業の外債規模が 1,000 億米ドル相当に達したものの。II 級（中度リスク）とは、多国籍企業の外債規模が 1,500 億米ドル相当に達したものの。III 級（重度リスク）とは、多国籍企業の外債規模が 2,000 億米ドル相当に達したものを言う。

四、多国籍企業の対外債権債務リスクに対するマクロプルーデンスコントロールリスクアラーム指標が本操作規定第三条に定めた相応の臨界値に達する場合、総局はマクロコントロール政策ツールを採用して外債残高に相応の調整を行うことができる。

I 級（要注意リスク）の場合、多国籍企業あるいは金融機構にリスクアラームを実施し、リスク提示書を発行する。

II 級（中度リスク）の場合、多国籍企業あるいは金融機構にマクロコントロール予備通知を発行し、必要な時にはマクロコントロール政策ツールを通じて、融資レバレッジ率、マクロプルーデンス政策変数等を調整することを告知する。多国籍企業あるいは金融機構は早めに相応の措置を取り、一定期間内に外債残高を相応の政策目標値内にコントロールすることができる。

重点地区の所在地外管局は現場検査を強化する。

<p>杆率、宏观审慎调节参数等；跨国公司或金融机构需采取相应措施，一定期限内将外债余额控制在相应政策目标值内。</p> <p>重点地区所在地外汇局对违规行为进行检查和立案处罚。</p> <p>上述调控可以采用单一工具或组合工具的方式进行，也可以针对部分或全部跨国公司或金融机构进行。因融资杠杆率、宏观审慎调节参数等调整导致相关额度超出上限的，原有融资合约可持有到期；在相关额度调整到新上限前，不办理相关新业务。</p> <p>跨国公司对外债权债务风险宏观审慎调控风险预警指标达到临界值以下的，总局可根据外汇形势等回调相关宏观审慎措施。</p> <p>五、各分局（外汇管理部）应当根据本操作规程制定辖内跨国公司对外债权债务风险宏观审慎调控预警机制，并定期进行监测分析。达到触发风险调控预警标准的，要及时以书面形式向总局报告。</p>	<p>III 級（重度リスク）の場合、多国籍企業あるいは金融機構にマクロコントロール正式通知を発行し、正式に融資レバレッジ率、マクロプルーデンス政策変数等を調整する。多国籍企業あるいは金融機構は相応の措置を取り、一定期間内に外債残高コントロールを相応の政策目標値内にコントロールすることが必要である。</p> <p>重点地区の所在地外管局は規定違反行為に対して検査および立案・処罰を行う。</p> <p>上述のコントロールはツール単独あるいはツールを組み合わせる方式を採用して実施することができるし、一部あるいは全部の多国籍企業あるいは金融機構に対して行うこともできる。融資レバレッジ率、マクロプルーデンス政策変数等の調整により関連限度額の上限を超えた場合、既存の融資契約の期限到来までは保有することができる。関連限度額を新たな上限に調整するまで、関連新業務の取扱いはできない。</p> <p>多国籍企業の対外債権債務リスクに対するマクロプルーデンスコントロールリスクアラーム指標が臨界値以下となる場合、総局は外貨情勢等に基づき関連マクロプルーデンス措置を元に戻すことができる。</p> <p>五、各分局（外貨管理部）は本操作規定に基づき、管轄範囲内の多国籍企業の対外債権債務リスクに対するマクロプルーデンスコントロールリスクアラーム体制を策定し、あわせて定期的にモニタリング・分析を行わなければならない。リスクコントロールアラーム基準に抵触する場合、遅滞無く書面形式で総局に報告しなければならない。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【日本語参考訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国） 中国トランザクションバンキング部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 中国トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室